

IT業界における取引慣行を踏まえた長時間労働対策について

IT業界では、重層下請構造下での急な仕様変更等による長時間労働が見られることから、事業者団体と連携し、今後、以下の事業を実施することにより、IT業界で働く方の長時間労働を削減する。(平成28年度新規)

1. 検討委員会の設置

- 長時間労働削減対策に向けた課題の抽出や支援策等について検討する。事業者団体、学識経験者、経営者団体、労働組合、経済産業省、厚生労働省により構成。

2. 企業向けセミナーの開催

- 長時間労働削減対策に関するセミナーを開催する。

3. IT企業への個別訪問等による実態調査

- 個別訪問やアンケートを通じた実態調査により、IT業界の長時間労働の実態等について調査・分析を行う。

4. 周知広報

- IT業界で働く労働者の長時間労働の問題等について、リーフレット及びパンフレットの配布、Web広告等により周知広報を実施する。